慶應義塾体育会柔道部部則

制定　平成３０年９月３０日

施行　平成３０年９月３０日

第１章　総則

1. (名称等)
   1. 当部は、慶應義塾体育会柔道部と称する。
   2. 本則は、慶應義塾通学課程の学部の学生の活動についてのみ適用される。
2. （所属）

　当部は、慶應義塾体育会（以下、体育会）に部番号１番として所属する、慶應義塾大学を代表して対外試合を行う唯一の柔道部であって、慶應義塾体育会会則（以下、体育会会則）および本則に従って運営される。

1. （目的）

　当部は、体育会会則第２条に従い、柔道にいそしみ義塾の発展に寄与しようとする塾生が先輩塾員の協力のもとに、技をみがき、体位の向上をはかるとともに、品性を陶冶し、学生スポーツの本旨を全うすることを目的とする。

1. (所在等)
   1. 当部の所在地は、東京都港区三田２丁目１５番４５号　慶應義塾内とする。
   2. 当部は、部員の合宿所として、神奈川県横浜市港北区下田町１－１６に「慶應義塾体育会柔道部合宿所　六徳舎」を必要とする部員に提供する。合宿所の運営方法については、別途定める。
   3. 当部の練習場は、以下の２か所とする。
      1. 神奈川県横浜市港北区日吉４丁目１－１　慶應義塾日吉キャンパス内体育館2階柔道場
      2. 東京都港区三田２丁目２番２４号　慶應義塾武道館１階柔道場
2. （加盟団体）

　当部は、東京学生柔道連盟（以下、学連）およびその上部団体に加盟する。

第２章　組織

1. （部長）
   1. 当部は、慶應義塾大学の教授もしくは准教授の中から部長となるべきものを体育会に推薦する。
   2. 部長は、当部の最終責任者として部務を執行し、師範、監督、コーチ並びに部員を統括するとともに当部を代表する。
2. （師範）
   1. 部長は、先輩団体「三田柔友会」（以下、柔友会）と協議の上、師範を任命し、必要に応じ職員として慶應義塾に推薦する。
   2. 師範は、一貫教育校を含め、柔道部全体の指導をする。
3. （監督）
   1. 部長は、柔友会と協議の上、監督となるべき者を体育会に推薦する。
   2. 監督は、師範と協力して部員を統括・監督し、その練習および競技を指導する。
4. （女子監督）
   1. 部長は、監督および柔友会と協議の上、女子監督を任命することができる。
   2. 女子監督は、師範、監督と協力して女子部員を指導する。
   3. 女子監督の体育会における地位は、コーチとする。
5. （コーチ）
   1. 部長は、柔友会と協議の上、コーチ若干名を任命することができる。
   2. コーチは、師範、監督および女子監督を補佐して、部員に対し、技術の指導を行う。
6. （部員）
   1. 慶應義塾通学課程の学部の学生は、当部所定の入部届を部長に提出して入部を申し込み、当部が入部を認めたとき、部員となる。
   2. 部員は、以下の場合に部員たる地位を失う。ただし、いわゆる引退は、部員たる地位に影響を及ぼさない。
      1. 部長に対し退部届を提出し、受理された場合
      2. 卒業、退学等の理由により、塾生たる身分を失った場合
      3. 体育会から除名され、または退部を命じられた場合
      4. 当部から除名され、または退部を命じられた場合
   3. 部員の義務は以下の通りとする。
      1. 慶應義塾大学において学生が守るべきとされているすべての規則等の遵守
      2. 体育会会則および本則の遵守
      3. 未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、道路交通法、刑法その他一般法令の遵守
7. （幹部および体育会幹事）
   1. 部長は、監督および柔友会と協議の上、部員の中から以下の幹部を任命する。
      1. 主将　１名
      2. 主務　１名
      3. 副将　若干名
      4. 副務　若干名
      5. 女子主将　1名
   2. 前項の任命は、毎年度秋の試合日程終了後、部員の意見を聴いたうえで行う。
   3. 幹部は、部員を指導して部の規律を保ち、部の事務を処理する。
      1. 主将は、試合および練習において部員の模範となり、部員を統率する。
      2. 主務は、他の幹部と協力して当部の運営を管理し、事務内容を確実に次学年の副務に引き継ぐ。
      3. 副将は、主将を補佐して部員を統率するとともに、主務と協力して当部の運営を管理する。
      4. 副務は、主務を補佐して部の事務を処理する。
      5. 女子主将は、試合および練習において女子部員の模範となり、主将とともに女子部員を統率する。
   4. 部長は、主務と協議の上、幹部の中から体育会幹事を指名し、体育会役員会の承認を得て、これを任命する。ただし、幹事の人数は５名以内で体育会の定める人数とする。
8. （一貫教育校）

　主将は慶應義塾一貫教育校の各柔道部コーチを部員の中から任命し、各校柔道部長と協同し、各部柔道指導に協力するとともに、大学と一貫教育校柔道部の交流に努める。

第３章　会計

1. (会計年度)

当部の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

1. （部費）
   1. 主務は、部員の意見を聴いた上、年間の部費を定める。
   2. 部員は主務が定める方法で支払期限までに部費を支払う。
2. （部費以外の収入）

　前条の部費に加え、下記の各号により、部運営のため部収入を得ることができる。

* + 1. 慶應義塾からの補助
    2. 柔友会からの補助
    3. 慶應義塾基金室を通じての体育会柔道部強化指定寄付
    4. 各種行事会費
    5. 卒業生等からの任意の寄付
    6. 合宿所寮費
    7. その他

1. （決算）
   1. 主務は、当部の収支についての会計を管理するとともに、年度ごとに決算を行い、慶應義塾が定める様式による決算書を作成する。
   2. 主務は、決算書を、慶應義塾が定める日までに、体育会に提出する。
   3. 主務は、柔友会年次総会において決算報告をする。
   4. 主務は、部員の保護者に対し当部の収支の概要を報告する。
2. （監査）
   1. 主務は、３か月に一度、当部の収支を、柔友会に報告する。
   2. 主務は、前条の決算について、柔友会による監査を受けなければならない。
   3. 主務は、前項の監査にあたり、第16条記載の補助や寄付について、柔友会の会計との整合性に関し、柔友会の事務局および監事と協議をしなければならない。

第４章　その他

1. (懲戒)
   1. 部長は、部員が第11条第3項に違反した場合または学生もしくは部員としてふさわしくない行為があったと認められる場合、柔友会と協議の上、次のいずれかの処分を行うことができる。
      1. 除名
      2. 退部命令
      3. 部活動停止
      4. 公式試合出場停止
      5. 謹慎
      6. 戒告
   2. 部長は、前項の処分を行うに当たっては、当該部員に対し弁明の機会を与えるとともに、監督および他の部員の意見を聴くものとする。
2. （各種規定）

　部長は、柔友会と協議の上、監督および部員の意見を聴いて、部旗運用規程、合宿所運営規程など、必要に応じ各種規定を定めることができる。

1. （改正）

　部長は、以下の手続きにより、本則を改正することができる。

* 1. 部長は、以下の各場合、柔友会に対し、本則の改正を議題とする理事会の招集を要請することができる。
     1. 部長自らが本則の改正を必要と考えた場合
     2. 監督、柔友会または10人以上の部員から本則の改正を提案された場合
  2. 柔友会は、前項の要請があった場合、遅滞なく本則の改正を目的とする理事会を招集する。この場合、柔友会は、幹部に対し理事会への出席の機会を与えなければならない。
  3. 前項の柔友会の理事会に、幹部の全員または一部が出席し、その出席幹部の過半数が本則の改正に賛成した場合、理事会は、本則の改正を決議することができる。
  4. 前項の決議があった場合、柔友会は、部長に対し本則改正を進言する。

附則（平成３０年９月３０日）

この部則は、平成３０年９月３０日から施行する。